

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により作成しなければならない。</p> <p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。</p> <p>（取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等）</p>	<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第八条第六項及び第十条第四項において同じ。）により作成しなければならない。</p> <p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第九条第三項並びに第十一条第三項及び第五項において同じ。）により行わなければならない。</p> <p>（取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等）</p>

<p>第十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3   第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。</p>	<p>第十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	